

新宿区教育委員会会議録

平成19年第5回臨時会

平成19年12月25日

新宿区教育委員会

平成19年第5回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成19年12月25日(火)

開会 午後 1時34分

閉会 午後 1時58分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富士雄
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	上 原 一 夫
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	菅 波 健
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小野寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

報 告

- 1 「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」について（口頭）
（教育政策課長）

議 案

- 日程第1 議案第109号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第2 議案第110号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件
- 日程第3 議案第111号 平成19年度新宿区一般会計補正予算（第5号）

開 会

熊谷委員長 ただいまから、平成19年新宿区教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

熊谷委員長 議事に入る前に、内藤委員の委員辞職に伴い、新たに当教育委員会委員に任命されました委員を事務局から御紹介をお願いをいたします。

次長、お願いいたします。

次長 ただいま委員長からお話のありましたとおり、内藤頼誼委員が平成19年12月11日をもって辞職いたしました。後任の教育委員につきましては、12月12日に開催されました区議会本会議で同意され、区長から任命をされました羽原清雅委員でございます。委員任期は、内藤前委員の残任期間である平成19年12月12日から平成20年12月7日までです。

以上で、ご紹介を終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。それでは、羽原委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

羽原委員 羽原です。よろしくをお願いいたします。大任が果たせるかどうかわかりませんが、精いっぱいやらせていただきたいと思います。僕は、市谷小学校、牛込一中、高校はちょっと別なところへ行きまして、また大学は早稲田へ戻ってきまして、大体7分の6ぐらいは新宿で在住して、あと残りの7分の1は九州へ行ったり、新潟へ行ったりということで、かなり長期の新宿区民でございます。仕事は、朝日新聞にありまして、40年のうち25年ぐらいは政治の畑にいまして、あとは余り経営はわからないんですが、最後ちょっと経営に携わりました。基本的には新聞記者でございます。6年前に帝京大学からメディアあるいは近現代史をやるのかというようなお話がありまして、週6こまという大変なことではありましたが、とにかくやってみなきゃわからないと思って結構勉強しない若者と、勉強しなかった先生とで何とか楽しみながらやっております。そういうことで、別に教育行政がわかることでもないし、今の大学生ぐらいは何とか、小・中学生がわかるわけではありませんが、少し勉強させていただきつつ努力したいと思います。よろしくをお願いいたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることとなっておりますので、本日皆様のお座りの席を議席とさせていただきます。

では、議事に入りますが、本日は報告と議案が関係する案件ですので、先に報告の説明、質疑を行い、その後議事に入ります。

報告1 「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」について

熊谷委員長 報告1について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 それでは報告させていただきます。

給与改定交渉経緯でございます。19年の10月16日に特別区人事委員会が職員の給与に関する報告及び勧告を23区の区議会、区長に行ったところでございます。10月25日に特区連と区長会との最初の団体交渉がございました。11月21日になりましてから、区長会は行政職給料表2について、民間等の給与水準との格差是正を図るために、給料月額を9%程度引き下げる提案を行いました。これによりまして、11月28日から12月の10日まで妥結せずということで3回ほど組合との協議が行われてございます。12月12日に第4回の区議会定例会が終了いたしましたので、その後、12月14日に妥結するに至ったわけでございます。あす12月26日にそのための区議会臨時会が開かれる予定でございます。

前回の教育委員会で、教育長に臨時代理を指示した件につきましては、12月10日の団体交渉で妥結せず、第4回区議会定例会へ条例案を提出することを申し入れることを行うことはできませんでした。団体交渉は12月14日に妥結しまして、12月26日に区議会臨時会で開かれて議案となるわけでございます。条例案につきましても、臨時代理の指示の議決後、内容の修正はありませんが、表現方法において若干の修正がございました。教育長の臨時代理はあくまでも緊急臨時の措置でありまして、教育委員会を開いて意思決定が行える状態にあり、条例案にも若干の修正があったことから、教育長は指示を受けた件について臨時代理を行わないことといたしました。この旨を報告させていただきます。

なお、したがって、本日次の議案により、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、改めてご審議いただくこととなります。

以上、報告でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。今の報告について、御質疑のある方はどうぞお願いいた

します。木島委員、お願いいたします。

木島委員 余分なことかもしれませんが、妥結したというのは最初の案どおりに9%減で妥結したんですか。

教育政策課長 そのとおりでございます。もう少し詳しく申し上げますと、引き下げ率が平均9%、最大で10.8%でございます。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは特にほかに御質問がなければ、報告事項は以上で終了といたします。

議案第109号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

熊谷委員長 次に、議事に入ります。

日程第1 議案第109号 「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第109号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第109号議案 「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。お手元の議案概要で御説明をさせていただきます。

特別区人事委員会の勧告に伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、所用の改正をするというものでございます。文言の整備でございますが2つございまして、「休職された」を「休職にされた」、「休職期間中」を「休職の期間中」ということで訂正させていただいております。

2番目でございますが、期末手当、勤勉手当の改定について、以下のとおり改定されました。

3番目でございます。地域手当の支給割合でございますけれども、(1)が地域手当の支給割合の引き上げ完了時期を国の引き上げ完了時期に合わせまして、「平成22年3月31日までの間」としていましたが、最終的には18%まで引き上げるわけでございますけれども、人事委員会の勧告の時期に伴いまして、表現を「当分の間」に改めたものでございます。(2)でございます。地域手当の支給割合を1.5%引き上げ14.5%にするものでございます。4番、給料表の改定でございます。(1)番で、職員給与と民間給与がほぼ均衡しているため、月例給与の改定を見送ると。公民格差については38円、0.01%ということでございます。

(2)でございますけれども、地域手当の支給割合の引き上げに合わせて、給料月額を同率程度引き下げるというものでございます。

次に、5番でございます。新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正でございます。(1)番、(2)、(3)については、簡単に説明させていただきますと、(1)が18年4月1日からの枠外昇給制度廃止による現給保障措置について、19年1月1日からの給料表改定に応じる現給保障額の改定について定めたものであります。しかしながら、当該現給保障額は18年4月1日施行の条例の附則を根拠として行うものであるもので、附則第2項の規定を削るものでございます。

(2)番でございますけれども、これを削ったことによりまして条項の繰り上げ、略称規定の規定整備を行うものでございます。

(3)でございますけれども、管理職手当の定額化に伴う経過措置について、その後の検討によりまして19年度限りとするということになったものによる規定の整備を行うものでございます。

施行日でございますけれども、平成20年1月1日。ただし、上記1、5については公布の日からでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。人事委員会の勧告に従っての規則改正でございますので、特に御質問がなければ質疑を終わりとさせていただきます。

議案第109号 「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第109号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第110号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

熊谷委員長 次に、日程第2、議案第110号 「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題といたします。

議案第110号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 第110号議案でございます。「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」でございます。

これも議案概要をごらんください。あす26日に、先ほども説明いたしましたが臨時会が開催されまして、給与及び旅費の関係の条例が可決される見込みでございますが、された後に規則改正が必要であること。この規則につきましては、1月1日施行のため、あすから1月1日までに教育委員会開催のいとまがないために、臨時代理を指示するものでございます。

(1) 番でございます。新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。横の概要でございますが、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴う下記の規則の改正について、日程の制約から、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行う必要があるためでございます。

1 番でございますけれども、これは文言整理でございます。第1条の見出しを「(趣旨)」に改め同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改めるものでございます。

2 番目でございますが、特別区人事委員会の勧告に伴いまして、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正によりまして、地域手当の支給手当の支給割合が14.5%の範囲内となる。この改正に伴いまして、地域手当の支給手当の支給割合を1.5%引き下げて14.5に改めるものでございます。

施行日でございますけれども、平成20年1月1日でございます。上記1の改正につきましては公布の日からでございます。

(2) 番でございます。新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則でございます。

1 番でございますけれども、第1条の規定内容から第1条を趣旨規定に改める。これについては先ほど説明した文言整理と同じものでございます。

2 番目でございますけれども、日本郵政公社の民営化に伴いまして、路程の計算の基となるものを「地方公共団体の長等により証明された路程」に改め、それに伴い規定を整備するものでございます。今までは、郵政公社郵便路線図というものを使用してございましたけれども、それをこのような「地方公共団体の長」以下に改めたものでございます。

3 番目でございますが、健康診断を定義することといたしました。単に今までは健康診断としていたものを、教育委員会が職員の健康管理のため実施する健康診断と明確に定義した

ものでございます。

4番目でございますけれども、新宿区職員の給与に関する条例の改正によりまして、任用上の基準のない行政職給料表(一)9級を廃止し、新8級の職務の級が新設されます。この改正に伴いまして、別表1の表から行政職給与表9級を削るというものでございます。これにつきましては、従来の9級を新8級に統合するものでございます。

施行日でございますけれども、上記4の改正については20年1月1日、その他の改正は公布の日からでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。特にないようでございますので、質疑を終了といたします。

議案第110号 「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第110号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第111号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第5号)

熊谷委員長 次に、日程第3、議案第111号 「平成19年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

教育長、お願いいたします。

教育長 日程第3、議案第111号 「平成19年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」については、平成19年第4回区議会臨時会で審議を予定している案件で、区長の公正円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

熊谷委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。日程第3、議案第111号 「平成19年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」を非公開により審議することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 それでは、議案第111号を非公開により審議いたしたいと思っております。

午後 1時58分再開

熊谷委員長 ここで非公開による会議を解除いたします。

それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 1時58分閉会